

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」概要

厚生労働省及び観光庁は令和元年度より、外国人患者が安心して受診できる体制を整備するため、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選定を開始しました。

都内では315医療機関※（42病院、178診療所、95歯科診療所）が選定されています（令和8年6月時点）。

1 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

(1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（下記①から④の要件を全て満たす医療機関）

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること
- ③ 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること
- ④ 直近6カ月の延べ外国人患者受入れ実績として270名以上いること

(2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）（下記①から③の要件を全て満たす医療機関）

- ① 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること
- ③ 直近6カ月の延べ外国人患者受入れ実績として病院は270名以上、診療所は60名以上いること

2 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の取扱い等

厚生労働省と観光庁（日本政府観光局（JNTO））等のウェブサイト上の「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（以下「医療機関リスト」という。）に公表されます。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

観光庁（日本政府観光局（JNTO））ホームページ

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html